原単位の改善のための取組に関する状況 【2024年度提出分(2023年度実績)】※非特定事業者用 新潟高周波工業株式会社 銘柄コード 法人番号 1110001023079

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	24	金属製品製造業
細分類 (申請事業)	2465	金属熱処理業
エネルギー管理統括者	【役職】 常務 【氏名】 永井	取締役:=

エネルギー総使用量	11,707	GJ	302.041	kΩ
前年度エネルギー 総使用量		_		kΩ
非化石エネルギー 総使用量		GJ		kl
調整後温室効果ガス 排出量			t-CO ₂	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

合計量

t-CO2

t-CO2

t-CO2

t-CO2

【エネルギーの使用の合理化】						
主たる事業における エネルギー消費原単位 ^{※注}			J.	単位分母	ŧ	
(2023年度実績)	主たるの構成	る事業 成割合				%
事業者全体のエネルギー消費原単位	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	20 年	
対前年度比						
事業者全体の		•		•		

5年度間平均原単位変化(%) ※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産 業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

【骨気の需要の最適化】

主たる事業における 電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)			J.	単位分母	ŧ .
DR実施日数					
事業者全体の 電気需要最適化評価原単位	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
対前年度比					00.0
事業者全体の 5年度間平均原単位変化					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

T V J J J J J J J J J J J J J J J J J J		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準		kl/t以下
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準		kl/t以下
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況		-
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況		-

「ボルモエ・	e 11.42.	- A 101	C46 1

【非化石エネルキーへの転	换】				
電気の非化石比率		事業者全	体で使用	する電気	
目標(2030年度)			10.0%		
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 0.0
目安設定業種					
目安(2030年度)					
目標(2030年度)					
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
目安設定業種	-	_		-	
目安(2030年度)			-		
目標(2030年度)			-		
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 -

	【取組の係要: 業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】				
ſ	_		Ū		
١			ı		
1			ı		
١			L		
١			L		

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

金属熱処理業のなかで当社は高周波熱処理を専業としており、最終的な使用エネルギーは電力が100%となります。当社はこれま でも、熱効率の悪い旧タイプの発振機、戻し炉等の設備について計画的に省電力タイプに更新を進めてきました。設備の省力化については今後も長期設備計画に基づき計画的に進めて行きます。そして、当社の使用エネルギー量からすれば効果は少ないもの の、直接生産活動に結びつかないことからこれまで後回しにしていた照明設備について今後工場内前照明設備のLED化を進める計 画です。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

当社は高周波熱処理専業である以上使用エネルギーを最終的には100%電力に頼らざるを得ない状況は変わらない。その中で、 コストや供給の安定性に課題は感じるものの再生可能エネルギー由来の電力調達を進め、非化石エネルギー使用割合の引き上げ に向けた努力を続ける予定です。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

-	1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)
П	

2. 関連リンク	
タイトル)	
タイトル)	:
タイトル)	

(注意事項)

- ・赤枠囲み欄は必須記載です。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、 情報の公表を継続する必要があります。